

狭山市事業所リサイクル推進協議会運営規約

平成23年10月

狭山市事業所リサイクル推進協議会運営規約

(総則)

- 第1 本会は、「狭山市事業所リサイクル推進協議会」と称する。
- 第2 本会の事務局は、狭山市環境経済部内に置く。
- 第3 本会は、会員事業所が排出する古紙を効率的に回収する事により、ごみの減量と資源化を図り、企業として環境や社会へ貢献する事を目的とする。
- 第4 本会は、前項の目的を達成するため、次の事項を行う。
- (1) 会員事業所からの古紙の回収
 - (2) 再生品の積極的な利用
 - (3) 本会の目的を達成するために必要な事項
 - (4) その他、この規約を改正等する場合には、総会に諮り決定する。

(会員及び組織)

- 第5 本会の会員は、市内の事業所であって、第4の項の目的に賛同し、本規約承認のうえ所定の入会手続きを済ませた者とする。
- 第6 本会には次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 幹事 若干名
- 第7 役員の仕事は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を統括し、本会を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - (3) 幹事は、役員会に出席し、本会の運営に関する事を審議する。
 - (4) この規約を改正等する場合には、役員は協議し、総会に諮るものとする。
- 第8 役員は、会員の互選による。
- 第9 役員の仕事は3年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 第10 会員は、本会の運営する事業所の古紙共同回収システムに参加する。
- 第11 会員が本会を脱会しようとするときは、書面をもって行う。
- 第12 事務局は次の業務を行う。
- (1) 本会組織の運営事務取り扱い。
 - (2) 本会の庶務に関する事項。
 - (3) その他。

(古紙回収システム及び回収費用)

第13 会員は、本会所定の回収費用を負担し、会員事業所から発生する古紙の共同回収に参加する。

第14 会員は、事業所排出古紙の共同回収に参加するに当たり、次のごとく分類区分した古紙の品目A又はB、或いはその細目の中から各会員の事情に応じて分別の組み合わせを選択する。

- ・品目A：①ダンボール、②新聞、③雑誌、④その他の紙（コピー、コンピュータ用紙等）
- ・品目B：①シュレッダー類

第15 会員事業所からの古紙回収は、本会が協定を締結した古紙回収事業者による回収とする。

また、会員事業所からの古紙を、協定書に指定された古紙問屋に直接持ち込むことができるものとする。

第16 回収時間は原則として会員事業所の勤務時間内とする。

第17 会員事業所から排出される古紙の計量は古紙回収事業者が行い、回収量を記載した所定の用紙を会員事業所へ提出するものとする。ただし、会員事業所で計量できる場合は古紙回収事業者へその旨を伝えるものとする。

第18 会員は、事業所古紙の共同回収に要する費用を、本会が締結する古紙回収事業者との協定書に基づき負担する。

第19 回収費用は、本会を取り巻く経済情勢の変化、古紙市況等により決定するものとする。

(会計)

第20 前第17及び第18において、古紙回収に係る費用が発生した場合には、協定書に基づき費用を支払うものとする。

附 則

- 1 この規約は平成11年9月1日から施行する。
- 2 平成17年9月1日一部改正。
- 3 平成20年9月1日一部改正。
- 4 平成23年10月6日一部改正。